

東大阪人権第1439号
令和4年2月24日

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会
会長 潮谷光人様

東大阪市長 野田義和

東大阪市人権尊重のまちづくり条例について（諮問）

東大阪市人権尊重のまちづくり条例第5条第2項の規定により東大阪市人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議するため、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

人権に関する問題が複雑化、多様化している状況を踏まえた東大阪市人権尊重のまちづくり条例の見直しについて

2 諮問理由

本市は、平成16年7月に制定された東大阪市人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

しかしながら、人権を取り巻く環境の変化は大きく、SNSやサイト等インターネット上の誹謗中傷が顕在化するなど新たな人権に関する課題が生じています。ヘイトスピーチや部落差別もインターネット上で行われ、差別的言動を助長するような投稿が無くならない状況です。また、昨今は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷となりうる表現の書き込みが、後を絶ちません。

制定から十数年を経た「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」が、あらゆる差別や偏見を対象とし、それらの解消を推進する取組をしていくために、条例全体を改めて精査することが必要となります。このような社会状況の変化に対応していける人権条例の基本的考え方について、貴審議会の意見を求めます。